

答申第 39号

鎌 情 審 査 第34号
平成16年 1月26日

鎌倉市教育委員会様

鎌倉市情報公開審査会
会長 若杉 明

平成15年9月30日付け鎌教委総第269号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立について

答 申

1 審査会の結論

「平成15年4月～5月鎌倉市教育委員会4月定例会における同教委職員の要点筆記」(以下「本件文書」という。)については、実施機関の主張を覆すような事実を確認することはできなかつたので、鎌倉市教育委員会が平成15年8月25日に行つた行政文書不存在決定は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市教育委員会が平成15年8月25日付で異議申立人に対してした行政文書不存在決定処分の取消し決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の概略は次のとおりである。

ア 処分に係る本件文書の不存在理由は、鎌倉市情報公開条例(以下「条例」という。)第1条を踏みにじるものであり、第3条第1項に違反するものである。

(ア) 鎌倉市教育委員会の処分は、条例の目的である市民本位の情報公開に逆行するものと言わざるを得ない。4月定例会終了直前の発言記録は、傍聴者の記録と、鎌倉市教育委員会の会議録とでは違いがあり、調整されたことは疑い得ない。それが正しい状態に持っていくことであり、正規の記録とされるのであれば、情報公開の原則は存在理由を失い、条例第1条は形骸化する。

住民自治の原則を踏まえ、市民本位の情報公開を積極的に推進していくこうとする市の姿勢に逆行するものと言わざるを得ない。

(イ) 鎌倉市教育委員会の定例会議事録が前記のように調整された結果、条例第1条のいう説明責任は担保されないことになる。

(ウ) 議事録を調整した上で、教委職員の要点筆記を廃棄したことが事実であり、しかも調整後の議事録に明らかな削除のあとが認められるとすれば、市政の透明性は確保できないことになり、そこには「市民と市の信頼関係」は生まれようがない。

イ 教委はまた、「不存在決定を行つた理由」について、「会議録を作成するために使用した職員のメモは、保存の対象となる行政文書ではない」としている。条例第2条は、(2)で行政文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(以下略)」と規定し、同条例の(解釈)は、「『職務上作成し、又は取得した』とは、実施機関の職員が職

務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得した場合を」指し、「具体的には作成又は取得に関与した、職員個人の段階のものではなく、組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもので、決裁途上の行政文書や職員が行政内部の審議の検討等に資するため作成した文書も含まれます。」としている。

鎌倉市教育委員会は、議事録作成について、2003年4月定例会より「請願などを除き原則としてテープ記録を取らず、複数の事務職員が筆記による記録で対応することとした。(行政文書不存在理由説明書・鎌教委総第92号)。」

すなわち、教委が廃棄したとする要点筆記は、教委職員がまさに「職務の遂行者としての公的立場において作成し」、複数の事務職員が組織的にこれを行ったものである。したがって、当該要点筆記は、行政文書として利用された訳で、当然、保存されるべき文書といえる。

3 実施機関の説明の要旨

- (1) 鎌倉市教育委員会の会議録については、調製し教育委員長及び署名委員の署名後、正規の記録として保存している。
- (2) 会議録を作成するために使用した職員のメモは、保存の対象となる行政文書ではなく、会議録を作成するまでの資料としての取扱いになる補助的なものと考えており、正規の会議録ができあがれば、会議録作成に用いたメモは保存の必要性がなくなることから廃棄している。
- (3) 教育委員会4月定例会会議録作成に用いた教育委員会職員の要点筆記のメモについては、正規の会議録を作成した段階で保存の必要性がなくなったため、既に廃棄を行っていることから、行政文書不存在としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会は、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成15年4月に行われた鎌倉市教育委員会4月定例会の会議録を作成するために行われた職員の要点筆記である。

教育委員会会議録は、教育委員会会議規則第47条により、「委員長は事務局職員をして会議録を調整」することになっている。また、同規則第48条で、会議録には「委員長の指名する委員1名とともに、委員長が署名しなければならない。」ことになっている。このため、4月定例会では複数の事務局職員が要点筆記により記録し、これをまとめ署名委員

1名と委員長が内容を確認の上、署名して正規の会議録として作成し、保存したものである。したがって、要点筆記は正規の会議録作成のための補助的、一時的な性格を持つ記録と位置付けられる。

(2) 不存在の確認について

要点筆記は廃棄され存在していないということについては、事情聴取を行うなどさまざまな角度から調査を重ねた結果、実施機関による不存在の説明にも不自然な点はなく、実施機関の主張を覆すような事実を確認することはできなかった。

以上で、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、議事録を作成するための記録方法は、基本的には実施機関の裁量事項であるが、情報公開の趣旨を尊重し、情報をできる限り正確に、市民に伝えるよう工夫されることを望むものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
15. 9. 30	諮問（諮問第45号）
10. 9	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
10. 28	行政文書不存在決定理由説明書を受理
10. 28	異議申立人に行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
11. 10	・行政文書不存在決定理由説明書に対する意見書を受理 ・実施機関に意見書の写しを送付
11. 13	第106回審査会 ・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関から行政文書不存在決定理由説明の聴取
12. 18	審議（第107回審査会）
16. 1. 15	審議（第108回審査会）
1. 26	答申